

平成 22 年 11 月 19 日

「森林吸収源・生物多様性保全検討会の発足について」

一般社団法人フォレストック協会
理事長 山本 恵一郎

弊協会は、本年 4 月 1 日以降、日本の森林の多面的機能の保全、特に生物多様性保全、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源（森林吸収源）としての機能の保全に取り組んで参りました。

フォレストック認定制度では、フォレストック認定の対象となる森林（以下「対象森林」といいます。）の森林吸収源、経営管理面及び生物多様性保全面の調査・評価・算定に関し、専門的知見を有する第三者機関である森林認証機関が、「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」（以下「評価基準」といいます。）及び「フォレストック認定制度における調査仕様」（以下「調査仕様」といいます。）に従って調査を行い、さらにその調査過程を審査機関が検証を行うこととなっています。

一方で、森林吸収源、森林の経営管理面及び生物多様性保全面の評価、調査又は審査については、新たな研究成果や森林調査データの蓄積で得られる知見を反映し、かつ、国際的な動向も視野に入れつつ、より信頼性・客観性の高いものとするための継続的な検討が必要です。弊協会は、森林吸収源、生物多様性保全、森林の産物の持続的利用、森林の評価・審査及び森林の経営管理等に関する学識経験者で構成される検討会組織に対し、既存の評価基準及び調査仕様の内容及び改善点等について継続的かつ多角的に諮問することの必要性を認識し、平成 22 年 8 月 24 日に開催された弊協会理事会にて評価基準及び調査仕様に関する諮問機関として新たに「森林吸収源・生物多様性保全検討会」を設置することを決定致しました。

今後、弊協会は、「森林吸収源・生物多様性保全検討会」からの答申を受け、評価基準及び調査仕様について、さらなる改善・充実を行って参ります。

【資料 1】「森林吸収源・生物多様性保全検討会委員名簿」

【資料 2】「森林吸収源・生物多様性保全検討会規約」

以 上

【資料1】

森林吸収源・生物多様性保全検討会委員名簿

委員【50音順】(敬称略)

あゆかわ ゆりか 鮎川 ゆりか	千葉商科大学政策情報学部教授
うおずみ りゆうた 魚住 隆太	KPMG あずさサステナビリティ株式会社代表取締役社長
おの でら ひろし 小野寺 浩	鹿児島大学特任教授 環境プロジェクト担当
か が や ひろよ 加賀谷 廣代	コクヨファニチャー株式会社 環境事業TCMタスク
かとう てつお 加藤 鐵夫	社団法人日本森林技術協会専務理事
さくらい しょうぶ 桜井 尚武	日本大学生物資源科学部森林資源科学科教授
しらいし のりひこ 白石 則彦	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
はやみ とおる 速水 亨	速水林業 代表

以上

【資料2】

フォレストック認定制度における森林吸収源・生物多様性保全検討会 規約

平成22年9月1日

一般社団法人フォレストック協会

第一条（設置目的ならびに役割）

フォレストック認定制度における森林吸収源・生物多様性保全検討会（以下、「検討会」という。）は、フォレストック認定制度（以下、「認定制度」という。）が信頼性、透明性の高い制度として維持できるように、認定制度の運営管理者であるフォレストック協会が、フォレストック認定の対象となる森林の評価基準及び調査仕様に関して設置する諮問機関であって、これらについて協議・検討することを目的とする。

第二条（組織）

1. 検討会は、フォレストック協会理事会が選任する委員5名以上で組織する。
2. 検討会委員は、森林吸収源・生物多様性保全に関する学識経験者、森林の調査評価若しくは審査についての学識経験者若しくは実務経験者又は森林の管理経営についての学識経験者若しくは実務経験者により構成される。
3. 検討会委員の任期は1年とし、以降1年毎の更新とする。
4. 検討会には、検討会座長を置き、検討会委員の互選により決定する。
5. 検討会は、分野に応じて部会を別途設置することができる。
6. 検討会の運営について、フォレストック協会内に検討会事務局を設置する。
7. 検討会事務局は、フォレストック協会が選任する人員による構成され、検討会の運営事務全般（日程等の調整、資料の作成及び議事録の作成等）を行う。

第三条（運営）

1. 検討会の会合（以下「検討会会合」という。）は、検討会事務局が招集手続を行うことにより、開催される。
2. 検討会会合は、年2回以上開催される。
3. 各部会の会合は評価基準及び調査仕様の協議・検討の状況に応じて、検討会事務局が招集手続を行う。
4. 検討会事務局は、検討会ならびに各部会の招集の通知を、各委員にメールまたは電話にて行う。
5. 検討会は、検討会会合にて合議し、評価基準及び調査仕様に関する協議・検討を行い、意見集約する。部会が設置されている場合には、各部会の会合における協議・検討結果の報告を受けて、上記意見集約を行う。

6. 検討会会合は、検討会座長が出席し、かつ、現に存在する委員の総数が2分の1以上出席しなければ、開催することはできない。但し、欠席した委員が検討会会合に先立ち、検討会に対し、検討会会合の議題について意見書を提出した場合であって、検討会座長が承認した場合には、当該欠席した委員は出席したものとみなす。

7. 検討会委員は、委員相互及び事務局と共同して、第5項の意見集約の結果を、必要に応じ報告書、意見書にまとめる。但し、合理的な意見が複数ある場合には、両論併記する等し、これをまとめるものとする。

第四条（情報公開）

1. 検討会による検討内容の要旨について、原則として公開する。但し、特別の事情により検討会が公開しない旨の必要性を認めるときはその限りではない。

2. 検討会が作成した意見書、報告書は必要に応じフォレストック協会のホームページ上に公開する。

3. 検討会委員の名簿は、フォレストック協会のホームページ上に公開される。

第五条（免責事項）

検討会及び検討会委員は、検討した内容、意見書及び報告書の内容により生ずるいかなる問題についても一切の責任を負わない。

第六条（その他）

検討会委員による検討会での活動に必要となる費用については、検討会事務局が定める基準に従い、フォレストック協会理事会が承認した範囲で、フォレストック協会がこれを負担する。

以 上